

# 【 報 告 事 項 】

- 1 平成 21 年度地域包括支援センター事業計画について  
・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 要介護認定の状況について  
・・・・・・・・・・ 6 頁

## 1 平成 21 年度地域包括支援センター事業計画について

# 平成 21 年度 事業 計画

特定非営利活動法人  
地域福祉ネットワークいわき

### 1 事業実施方針

#### (1) 地域包括支援センターの適正運営

地域包括支援センター業務の適正運営に全力を挙げる。

とりわけ、次について重点的に取り組む。

- ア 広報・啓発活動の充実
- イ 関係機関・団体との連携強化
- ウ 業務の平準化、専門性の向上
- エ 評価のしくみづくり

#### (2) 組織及び体制の確立

職員一人一人が役割を常に自覚し、熱意と誠意を持って日々の業務に取り組むことができるよう、組織及び体制の確立を図る。

#### (3) 法人独自事業の検討

高齢者や障がい者等が地域で暮らし続ける上での課題を明らかにするとともに、法人独自事業について検討する。

#### (4) その他

行政と連携し、第 5 次いわき市高齢者保健福祉計画等に基づく施策の推進に努める。

傾聴ボランティアグループ「みみ」の活動を支援する。

### 2 地域包括支援センターの適正運営

#### (1) 広報・啓発活動の充実

関係機関・団体等へのパンフレットの配置・配布、訪問

高齢者が集まる場所等での P R の充実

広報誌の発行

ホームページの充実

(2) 関係機関・団体との連携

地区保健福祉センターとの連携(小地域担当者会議、虐待ケア会議等)  
各地域介護支援専門員連絡会議の開催(参加)  
地域ケア会議の開催  
民生児童委員との連携(定例会への参加、訪問)  
地域見守りネットワークとの連携  
その他、関係機関・団体との連携

(3) 業務の平準化、専門性の向上

管理者会議及び職種別会議を開催し、業務の平準化を図る。  
職種別会議を中心としながら、業務マニュアルを順次作成する。  
研修計画に基づき、職員の状況に応じた研修機会を確保する。また、  
職場内研修及び管理者等を対象とした研修の実施について検討する。

(4) 評価のしくみづくり

業務の達成状況を客観的に把握できるよう、評価のあり方について  
検討する(各地域包括支援センター、各職員)  
各事業が、高齢者の介護予防や日常生活支援にどのように効果を上  
げているか(役立っているか)検証するしくみについて検討する。

(5) 各事業について

特定高齢者把握事業、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事  
業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、地域ネットワ  
ークづくり(共通的基盤整備)、その他の事業、及び指定介護予防支援業務  
について、いわき市との委託契約及び地域包括支援センター業務マニユア  
ルに基づき適正に実施する。

3 組織及び体制の確立

(1) 目的意識の再確認

法人職員が、法人の目的及び地域包括支援センターの役割を常に自覚し、  
職務に従事することができるよう再確認する機会を確保する(研修等)。

(2) 法人が求める管理者像・職員像の明確化

管理者や職員に必要な資質・姿勢等を明らかにすることにより、より柔  
軟で能動的な職場環境の確保を目指す。

(3) 昇給基準等の明確化

職場における役割、業務に対する意欲、目標達成状況等を評価し、それを給与等に反映するなど、職員のやる気を喚起する給与等のあり方について検討する。

昇給号給数に関する基準

勤勉手当にかかる勤務成績による割合に関する基準

その他

(4) 長期計画の策定

単年度計画だけでなく、先を見通した計画を策定することにより、法人の計画的運営を図る。

【例：市高齢者保健福祉計画と同じ3か年計画を考えた場合】

平成21～23年度の目標及び年次別計画

平成24～26年度の目標

平成27～29年度の目標

それぞれに想定される課題と対応策

(例) 財政状況見込み

目標実現に向けた取組み

(5) その他

必要に応じて規程等の改正を検討する。

4 法人独自事業の検討

(1) 基本的考え方

法人として取り組む必要のある事業について検討し、平成22年度からの実施を目指す。

(2) 検討手順

高齢者や障がい者等が生活する上での課題は何か。

課題に対応して、地域のどのようなサービス等があるか。

それらのサービス等は今後どのように展開される見込みか。

新たなサービス等の予定はないか。

それらを踏まえても解決できない課題は何か。

その課題に対し、法人は何ができるか。

## 5 その他

### (1) 行政との連携

#### 第5次高齢者保健福祉計画の推進等

同計画等に基づき各事業、とりわけ最重点施策についていわき市と連携し積極的に推進する。

#### ア 計画期間

平成21～23年度

#### イ 最重点施策

住民参加型の介護予防推進施策の推進

地域包括支援センターの機能の充実

地域見守りネットワークの構築

認知症高齢者対策の推進

高齢者権利擁護対策の推進

地区保健福祉センターとの役割分担及び連携の再確認

法人への業務委託から2年が経過したことから、市と連携し、地区保健福祉センターとの役割分担及び連携のあり方について現状を把握するとともに、必要に応じ見直しを図る。

### (2) 傾聴ボランティア活動支援

傾聴ボランティア「みみ」が、会員を中心として活動できるよう支援する。

#### 【参考】

「みみ」について

平成20年4月設立

会員 36名

活動 グループホーム等において傾聴活動を実施

(平成20年度実績 延べ87人)

法人としての支援

勿来地域包括支援センターにおいて、活動の場の開拓及び活動支援、フォローアップ研修等の開催支援を実施

### (3) その他

関係機関・団体等と、個人情報共有のルール化について検討する。

## 平成21年度収支予算書

### 【収入】

(単位:千円)

科目	平成21年度予算額	平成20年度予算額	差額	摘 要
委託料	334,967	310,480	24,487	職員数(54 56名),消費税
介護報酬	110,540	107,330	3,210	
会費	362	422	-60	正会員100名と見込む
雑収入(その他事業)	205	262	-57	住宅改修理由書作成等
雑収入(寄付金)	1	0	1	
雑収入(預金利息)	114	140	-26	
前期繰越正味財産 (うち固定資産)	12,758 (2,165)	1,508 0	11,250 (2,165)	
収入計	458,947	420,142	38,805	

### 【支出】

科目	平成21年度予算額	平成20年度予算額	差額	摘 要
給料・手当	266,605	275,177	-8,572	職員61名分
共済費	47,002	42,333	4,669	職員61名分
賃金	15,997	2,616	13,381	嘱託職員8名分
報償費	1,577	1,664	-87	
旅費	3,400	3,840	-440	
需用費	7,997	7,336	661	車検整備費等
役務費	5,424	4,177	1,247	通信運搬費・車両任意保険料等
委託料	64,112	65,349	-1,237	
使用料・賃借料	10,985	10,789	196	コピー代・システム機器リース料等
負担金	1,391	1,776	-385	
公課費	24,041	117	23,924	法人税・消費税等
交際費	30	30	0	
備品購入費	1,312	1,600	-288	
減価償却費	649	0	649	パソコンソフト等
予備費	6,908	3,338	3,570	
支出計	457,430	420,142	37,288	

収支計	1,517	0	1,517	次期繰越固定資産
-----	-------	---	-------	----------

前期繰越流動資産20,944千円のうち会費・寄付金等(2,792千円)及び法人税分(7,801千円)計10,593千円については収入として予算に計上。  
残額(10,351千円)については、人件費積立金とする。

## 2 要介護認定の状況について

### 見直し後における要介護認定の認定状況

#### 更新申請者における前回の二次判定結果と今回の二次判定結果との比較

軽 度	589	29.2%
変更なし	1015	50.3%
重 度	414	20.5%
合 計	2018	100.0%

#### 平成21年4月～6月末までの更新申請分

#### 更新申請者における前回の二次判定結果との比較について

上記の結果は、人数のみの結果であり、見直し後の要介護認定を検証するにあたっては、この結果の要因が「見直し」によるものなのか、あるいは「本人の身心等の変化」によるものなのかの詳細な分析が必要となってきます。

よって、軽度となった方が29.2%ですが、「本人の心身等の変化」によることも考えられることから、単純に「見直し」の影響とは言えないこととなります。また、重度になった方についても同様となります。

#### 国における検証・検討の状況について

前述のように、認定結果についての詳細な分析がなされないと、検証は困難であることから、国は全保険者に対し、別紙のとおり見直し後の認定状況についての調査を6月に実施したところです。

今後は、この調査結果や関係機関等の意見を基に、国が設置した「検証・検討会」において継続的に検証していくこととなります。

# 要介護認定実態調査の全体の流れ

